



防火設備の定期検査報告書

記入例

愛知県定期報告担当者会議一覧

愛知県 建築局 建築指導課	052-954-6587
尾張建設事務所 建築課	052-961-1845
知多建設事務所 建築課	0569-21-3245
西三河建設事務所 建築課	0564-27-2734
東三河建設事務所 建築課	0532-52-1315
名古屋市 住宅都市局 建築指導部 建築安全推進課	052-972-2923
豊橋市 建設部 建築指導課	0532-51-2588
豊田市 都市整備部 建築相談課	0565-34-6649
岡崎市 都市政策部 建築指導課	0564-23-6816
一宮市 建築部 建築指導課	0586-28-8644
春日井市 まちづくり推進部 建築指導課	0568-85-6324
一般財団法人愛知県建築住宅センター	052-264-4053

目 次

防火設備 定期検査報告書・記入上の注意	1
定期検査報告概要書	5
定期検査報告書	8
補足説明① 防火扉・防火シャッターの数え方	12
補足説明② 報告書 第二面【6. 防火設備の検査の状況】の記入 について	13
認定等概要書	14
防火設備定期検査票	15
検査結果表（防火扉）	16
検査結果表（防火シャッター）	18
検査結果表（耐火クロススクリーン）	20
検査結果表（ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備）	22
関係写真	24

防火設備 定期検査報告書・記入上の注意

1 提出書類は下記による。なお、用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

○ 図書は、次の順序で 2 穴紐綴じとしてください。

- ・ 概要書 (省令別記第 36 号の 9 様式)
- ・ 報告書 (省令別記第 36 号の 8 様式)
- ・ 認定等概要書 (県細則第 4 条第 3 項)
- ・ 防火設備定期検査票 (名古屋市告示第 3 号様式)
- ・ 検査結果表 (平成 28 年国土交通省告示第 723 号別記第 1、2、3、4 号様式)
- ・ 関係写真 (平成 28 年国土交通省告示第 723 号別添 2 様式 (A4))
- ・ 検査結果図 (平成 28 年国土交通省告示第 723 号別添 1 様式 (A3)) ※
- ・ 特定行政庁が規則で定める書類 (県は細則第 4 条第 3 項) ※

愛知県、豊橋市、豊田市、
岡崎市、一宮市、春日井市
に添付が必要

名古屋市に添付が必要

※ 検査結果図と特定行政庁の定める図面は内容を一枚として作成してもよい。

- 報告書・概要書は、「6 検査報告書 (省令別記第 36 号の 8 様式) の記入について」(3 ページ) を参考に記入してください。
- 概要書は、第二面の (注意) 事項によらず、愛知県内では、報告書に記入した内容と同一の内容を記入し、要是正の指摘の有無に係わらず、第二面を全て提出することになっています。

2 提出先となる特定行政庁の宛名は以下による。

- ・ 愛 知 県 : 特定行政庁 愛知県知事 様
- ・ 名古屋市 : 特定行政庁 名古屋市長 様
- ・ 豊 橋 市 : 特定行政庁 豊 橋 市 長 様
- ・ 岡 崎 市 : 特定行政庁 岡 崎 市 長 様
- ・ 一 宮 市 : 特定行政庁 一 宮 市 長 様
- ・ 春日井市 : 特定行政庁 春日井市長 様
- ・ 豊 田 市 : 特定行政庁 豊 田 市 長 様

3 認定等概要書 (大臣認定及び各種検証法を記載する書式) は、以下について注意して作成してください。

- (1) 大臣認定及び各種検証法については、適用を受けている条項、場所及び建築設備等の内容、維持管理の状況等を詳しく記入すること。
- (2) 該当する項目のチェックボックスに「レ」マークするか、塗りつぶすこと。

4 特定行政庁が規則で定める書類

愛知県建築基準法施行細則第 4 条第 3 項で、各階平面図及び建築設備図の添付を定めている。

- (1) 付近見取図 (任意)、配置図 (任意)、各階平面図及び建築設備図の大きさ
原則として日本産業規格 A3 とする。

- (2) 各階平面図
各階平面図が基準階として表現できる場合は、基準階平面図とすることができる。

- (3) 図面に記載すべき事項

図面に記載すべき事項は、表 I のとおりとする。また、図面には、凡例を付し、**防火区画、排煙区画及びダクトは、着色するものとする。**ただし、(4)で着色不要のものは、それによる

ことができる。

(4) 以前の報告図面（変更箇所がある場合を含む）を使う場合の注意点

図面の記載内容に変更がなければ、前回の報告書に添付した図面を白焼したものを添付することができる。また、図面の記載内容に変更があった場合は、変更のある階について、各階平面図及び建築設備図を作成し、変更のない階については、前回の報告書を白焼したものとすることができる。なお、変更がなく白焼とした場合は着色を不要とする。

(5) その他

図面は相互に兼ねることができる。

表 I

各階平面図		建築設備図	
延焼のおそれのある部分			
非常用の進入口 (代替する窓を含む。)	〔共通事項〕 ① 縮尺（又は寸法）及び方位 ② 室名 ③ 避難階段及び特別避難階段 ④ エレベーター（非常用のものは、その旨記入すること。） ⑤ 電気室（自家用発電装置又は蓄電池設備の別を記入すること。） ⑥ 中央管理室 ⑦ 屋上広場 ⑧ 空調機械室	ダクト	換気及び排煙を着色により区別し、表現すること。
防火区画		排煙口、排煙出口、換気扇	
たて穴区画、異種用途区画及び面積区画を着色により区別し、表現すること。		排煙区画	
非常用照明		防火ダンパー	
電池内蔵型		非常用照明	電源別置形及び自家用発電装置
防火設備	随時閉鎖又は作動ができるもの（防火ダンパーを除く）	防火設備	連動機構

5 定期調査・検査対象建築設備等区分表

○：対象

区 分		定期調査	定期検査
防火設備	常時閉鎖式の防火設備等	○	
	火災時に煙や熱で感知して閉まる防火設備（防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャー等）	※	○

※ 防火設備の法令による設置の状況等については定期調査で調査する。

(平成 20 年国土交通省告示第 282 号 4-(26))

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果を定める件)

6 検査報告書（省令別記第 36 号の 8 様式）の記入について

（注意）

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 検査者が 2 人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ② 1 欄及び 2 欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 第二面の 6 欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の 6 欄の「イ」において、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて 4 欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、防火設備の概要及び当該防火設備の構造方法に係る検査結果について作成してください。
- ② 2 欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の防火設備を有する建築物に関する直前の確認について、「ハ」及び「ニ」は、検査対象の防火設備を有する建築物に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ③ 2 欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ④ 3 欄の「イ」は、検査が終了した年月日を記入し、「ロ」は、検査対象の防火設備に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑤ 3 欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 3 欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑦ 4 欄は、代表となる検査者並びに検査に係る防火設備に係る全ての検査者について記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が 1 人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ⑧ 4 欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が防火設備検査員である場合は、防火設備検査員資格者証の交付番号を「防火設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑨ 4 欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑩ 4 欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所について記入してください。
- ⑪ 5 欄の「イ」は、建築基準法施行令第 129 条第 3 項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第 129 条の 2 第 3 項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。建築基準法第 38 条（同法第 66 条、第 67 条の 2 及び第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第 68 条の 25 第 1 項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）による改正前の建築基準法第 38 条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」

マークを入れ、その概要を記入してください。

- ⑫ 5 欄の「ロ」は、検査対象の防火設備について、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーンについては、個々の扉又はカーテン部ごとにその枚数を計上し、その合計を記入してください。ドレンチャーについては、散水ヘッドの合計の個数を記入してください。「その他」の場合は具体的な内容と台数を記入してください。
- ⑬ 6 欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑭ 6 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。指摘の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ⑮ 6 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑯ 前回検査時以降に把握した火災時の防火設備不動作等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは 7 欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは 7 欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には 7 欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には 7 欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には 7 欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑰ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、8 欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 第三面は、前回検査時以降に把握した防火設備に係る不具合のうち第二面の 6 欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。不具合の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

定期検査報告概要書
（防火設備）
（第一面）

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】 アイカンコウカブ シカ イシャ ダイ ヒョウトリシヤク アイ タロウ
 【ロ. 氏名】 愛知観光株式会社 代表取締役 愛知 太郎
 【ハ. 郵便番号】 460-0001
 【ニ. 住所】 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】
 【ロ. 氏名】 所有者に同じ
 【ハ. 郵便番号】
 【ニ. 住所】

【3. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】 刈谷市東陽一丁目1番
 【ロ. 名称のフリガナ】 アイカンコウホテル
 【ハ. 名称】 愛知観光ホテル
 【ニ. 用途】 ホテル

【4. 検査による指摘の概要】

■要是正の指摘あり（□既存不適格） □指摘なし

【5. 不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 ■有 □無
 【ロ. 不具合記録】 ■有 □無
 【ハ. 不具合の概要】 防火扉のぐらつき
 【ニ. 改善の状況】 ■実施済 □改善予定（ 年 月に改善予定）
 □予定なし（理由： ）

概要書には全て報告
書と同じ内容を記入

注意書きによらず、第二面は
全ページ提出してください。

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 7 階 地下 1 階

【ロ. 建築面積】 565.48 m²【ハ. 延べ面積】 4,567.79 m²

不明の場合はその旨を
記入する

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 平成 17 年 12 月 12 日 第 H17 確認建築愛建住宅 20888 号 不明

【ロ. 確認済証交付者】 ☐ 建築主事 ☒ 指定確認検査機関 (愛知県建築住宅センター)

【ハ. 検査済証交付年月日】 平成 18 年 10 月 30 日 第 H17 確認建築愛建住宅 20888 号 不明

【ニ. 検査済証交付者】 ☐ 建築主事 ☒ 指定確認検査機関 (愛知県建築住宅センター)

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 令和〇〇年 10 月 20 日実施 初年度

初年度の場合記入

【ロ. 前回の検査】 ☒ 実施 (令和〇〇年 9 月 10 日報告) ☐ 未実施【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 ☒ 有 ☐ 無

【4. 防火設備の検査者】

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 12345678 号
防火設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 ヤマダ タロウ

【ハ. 氏名】 山田 太郎

【ニ. 勤務先】 山田建設一級建築士事務所

(一級) 建築士事務所 (愛知県) 知事登録第 (い)05-54321 号

【ホ. 郵便番号】 460-0008

【ヘ. 所在地】 名古屋市中区栄四丁目3番26号

【ト. 電話番号】 052-264-4053

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
防火設備検査員 第 B12345678 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 カムラ シロウ

【ハ. 氏名】 河村 次郎

【ニ. 勤務先】 山田建設株式会社

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】 460-0008

【ヘ. 所在地】 名古屋市中区栄四丁目3番26号

【ト. 電話番号】 052-746-9111

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

- ☐区画避難安全検証法（ 階） ■階避難安全検証法 （ ○○ 階）
☐全館避難安全検証法 ☐その他（ ）

【ロ. 防火設備】

- 防火扉（ 15枚） ■防火シャッター（ 1枚）
☐耐火クロススクリーン（ 枚） ☐ドレンチャー （ 台）
☐その他（ 台）
-

【6. 備考】

今回より所有者、管理者が変更となった。

所有者、管理者、建物名称等に変更がある場合に記入する。
★法人名に変更はなく、役職名や氏名のみの変更の場合は、変更届出書の提出は不要となりますが、報告書と概要書の備考欄にその旨を記入してください。

（注意）

この様式には、第三十六号の八様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、同様式第二面において指摘があつた防火設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

愛知県内の特定行政庁では、この注意書き下線部によらず、第二面は全ページ提出してください。

管理番号を記入

管理番号 ○○○○○○○○

第三十六号の八様式（第六条関係）（A 4）

定期検査報告書
（防火設備）
（第一面）

報告書

建築基準法第 12 条第 3 項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は
事実と相違ありません。

特定行政庁 愛知県知事 様

名古屋市、豊橋市、豊田市、岡崎
市、一宮市、春日井市の各市は、
各市長あてとします。

法人の場合は法人名から記入
【2】ロのとおり記入する
報告は管理者が行う

提出日を記入

令和〇〇年 10 月 25 日

愛知観光株式会社

報告者氏名 代表取締役 愛知 太郎

検査者氏名 山田 太郎

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】 アイカンコウカブ シカ イシャ ダ イョウトリシヤク アイ タロウ
【ロ. 氏名】 愛知観光株式会社 代表取締役 愛知 太郎
【ハ. 郵便番号】 460-0001
【ニ. 住所】 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
【ホ. 電話番号】 052-961-〇〇〇〇 電話番号を忘れずに記入

押印は不要となり
ました。今迄お
り押印して提出も
可能です。

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】
【ロ. 氏名】 所有者に同じ
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】
【ホ. 電話番号】

定期調査報告書
と整合

【3. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】 刈谷市東陽一丁目 1 番 地名地番又は住居表示
【ロ. 名称のフリガナ】 アイチカンコウホテル で記入
【ハ. 名称】 愛知観光ホテル
【ニ. 用途】 ホテル

【4. 検査による指摘の概要】

■要是正の指摘あり（□既存不適格） □指摘なし

第二面の 6 欄の【イ】と同じ

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

他の報告書のように【ロ. 指摘の概要】を記入する欄がない
ことに注意してください。 チェックボックスをマーク
するだけでよい。

(第二面)

防火設備の状況等

わざわざ西暦に直して記入する必要はありません。

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 7 階 地下 1 階

【ロ. 建築面積】 565.48 m²

【ハ. 延べ面積】 4,569.79 m²

不明の場合はその旨を記入する

指定確認検査機関の場合は機関名称を記入する。

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 平成 17 年 12 月 12 日 第 H17 確認建築受建住宅 20888

【ロ. 確認済証交付者】 ☐ 建築主事 ☒ 指定確認検査機関 (愛知県建築住宅セン

【ハ. 検査済証交付年月日】 平成 18 年 10 月 30 日 第 H17 確認建築受建住宅 20888

【ニ. 検査済証交付者】 ☐ 建築主事 ☒ 指定確認検査機関 (愛知県建築住宅セン

既存不適格の判定が必要になるため年月までは記入する

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 令和〇〇年 10 月 20 日実施

【ロ. 前回の検査】 ☒ 実施 (令和〇〇年 9 月 10 日報告) ☐ 未実施

【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 ☒ 有 ☐ 無

初年度の報告は記入不要

初年度

初年度の場合記入

昨年度の検査が実施されていない場合は未実施にマークする。(報告周期が2回目以降の場合)

【4. 防火設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 12345678 号

防火設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 ヤマダ タロウ

【ハ. 氏名】 山田 太郎

【ニ. 勤務先】 山田建設一級建築士事務所

(一級) 建築士事務所 (愛知県) 知事登録第 (い)05-54321 号

【ホ. 郵便番号】 460-0008

【ヘ. 所在地】 名古屋市中区栄四丁目 3 番26号

【ト. 電話番号】 052-264-4053

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

防火設備検査員 第 B12345678 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 カムラ シロウ

【ハ. 氏名】 河村 次郎

【ニ. 勤務先】 山田建設株式会社

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】 460-0008

【ヘ. 所在地】 名古屋市中区栄四丁目 3 番26号

【ト. 電話番号】 052-746-9111

【5. 防火設備の概要】

適用がない場合【イ】欄は記入しません。
認定等概要書には適用がない旨を記入
し添付をしてください。

【イ. 避難安全検証法等の適用】

R02. 04
追加

☐区画避難安全検証法（ 階）

■階避難安全検証法（ ○○ 階）

☐全館避難安全検証法

☐その他（ ）

【ロ. 防火設備】

箇所数は、補足説明①を参照して記入してください。

■防火扉（ 15 枚）

■防火シャッター（ 1 枚）

■耐火クロススクリーン（ 1 枚）

☐ドレンチャー（ 台）

☐その他（ 台）

要是正の場合には、防火区画の種類を明記する。
他の定期報告の様に検査項目は記入しないので注意し
てください。既存不適格は補足説明②を参照

【6. 防火設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 ■要是正の指摘あり（☐既存不適格） ☐指摘なし

【ロ. 指摘の概要】 縦穴区画 兼 面積区画、異種用途区画

【ハ. 改善予定の有無】 ■有（令和○○年 4 月に改善予定） ☐無

【7. 防火設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 ■有 ☐無

【ロ. 不具合記録】 ■有 ☐無

【ハ. 改善の状況】 ■実施済 ☐改善予定（ 年 月に改善予定） ☐予定なし

最も早い年月を記入する

【8. 備考】

今回より所有者、管理者が変更となった。

所有者、管理者、建物名称等に変更がある場合に記入する。
★法人名に変更はなく、役職名や氏名のみの変更の場合は、変
更届出書の提出は不要となりますが、報告書と概要書の備考欄
にその旨を記入してください。

(第三面)

概要書 第一面【5】欄へ概要を記載

防火設備に係る不具合の状況

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善（予定）年月	改善措置の概要等
令和〇〇年 〇〇月	防火扉のぐらつき (縦穴区画 兼 面積区画)	丁番の固定ビスに緩みがある	令和〇〇年9月 に改善済み	固定ビスを締付
改善予定なしの場合の例				
令和〇〇年 〇〇月	防火扉のぐらつき (縦穴区画 兼 面積区画)	丁番の固定ビスに緩みがある	—	模様替えを計画中

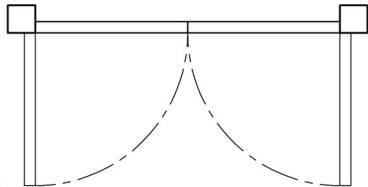
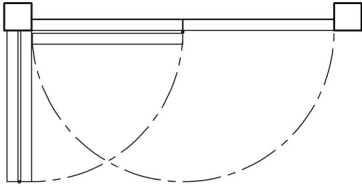
報告書 第三面は、第二面【6. 防火設備の検査の状況】で指摘される以外のものについて記入する。前回検査時以降の不具合等を把握していない場合は、(第三面)は省略できる。

「不具合」とは...

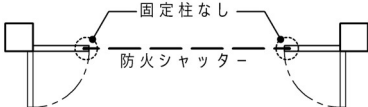
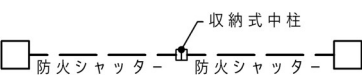
前回の検査調査報告以降に所有者・管理者からヒアリングにより把握した防火設備等の異常動作等、防火設備等の状態変化に起因するもの。

補足説明①：防火扉・防火シャッターの数え方

- 防火扉で両開き親子開き又は折れ戸の場合はセットで1枚と数えてください。二重折れ戸も1枚と数えてください。

防火扉	両開き又は親子開き	二重折れ戸
納まり		
枚数	防火扉×1枚	防火扉×1枚

- 防火シャッターで袖扉連動式や中柱収納式の場合は1つの防火設備とみなされますが、防火シャッターと袖扉（防火扉）はそれぞれ別に数えてください。

防火シャッター	袖扉連動式	中柱収納式
納まり		
枚数	防火シャッター×1枚 防火扉×2枚	防火シャッター×1枚

袖扉連動式で、袖扉（防火扉）に不具合があり閉鎖せず、防火シャッターが降下できない場合は、防火扉、防火シャッターの両方が要是正となります。

補足説明②：報告書 第二面【6. 防火設備の検査の状況】の記入について

各検査項目について、検査項目で検査結果の指摘の内容が全て既存不適格の指摘の場合は、下のよう
にマークして指摘の概要は記入しない。

【6. 防火設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 ☒ 要是正の指摘あり（☒ 既存不適格） ☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】 既存不適格についての記載は不要

【ハ. 改善予定の有無】 ☒ 有（令和〇〇年〇〇月に改善予定） ☐ 無

【ハ. 改善予定の有無】は改善予定が有れば記入し、無しの場合 ☒ 無 にマークする。

適用が無い場合でも
【必ず添付してください】

愛知県、豊橋市、
豊田市、岡崎市、
一宮市、春日井市
に添付が必要

認定等概要書

適用状況	
① 旧建築基準法第 38 条 による認定	(1) 適用・緩和条項
	(2) 認定の概要
	(3) 認定書等の書類が保管されているか。 ☐ 有 ・ ☐ 無
	(4) 認定時の状況が適法な状態に維持管理されているか。
② 避難上の安全の検証を 行う建築物の階に対す る基準の適用 (階避難安全検証法)	(1) 適用階 (☐ 〇〇階)
	(2) 適用除外の条項 令第 119 条 令第 120 条 令第 126 条の 2、令第 126 条の 3
	(3) 検証法の概要 廊下の幅 直通階段までの歩行距離 排煙設備の設置
	(4) 検証法の適用に関する書類が保管されているか。 ☒ 有 ・ ☐ 無
	(5) 基準適用時の状況が適法な状態に維持管理されているか。 良好に維持管理されている
③ 避難上の安全の検証を 行う建築物に対する基 準の適用 (全館避難安全検証法)	(1) 適用除外の条項
	(2) 検証法の概要
	(3) 検証法の適用に関する書類が保管されているか。 ☐ 有 ・ ☐ 無
	(4) 基準適用時の状況が適法な状態に維持管理されているか。

適用なし

適用が無い場合は、適用なしと記入してください。

令第 129 条第 3 項

令第 129 条の 2
第 4 項

適用なし

適用が無い場合は、適用なしと記入してください。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 適用を受けている条項、場所、建築設備等の内容、維持管理の状況等を詳細に記入すること。

ダウンロードはこちらから

https://www.pref.aichi.jp/kenchikushido/08youshiki/01kenchikukijun/07teiki_kensa/01kenchiku_setubi/ninnteiikeikakugaiyousho.doc

名古屋市に添付が必要

防火設備定期検査票

1. 前回の指摘の改善状況

検査項目	未改善	改善済	改善済みの状況
(1) 防火扉		○	予備電源のバッテリーを交換した
(2) 防火シャッター		○	予備電源のバッテリーを交換した
(3) 耐火クロススクリーン		前回指摘事項について ・改善された場合は「改善済」へ○印を付し、その内容を「改善済の状況欄」へ記入してください。 ・未改善の場合は「未改善欄」へ○印を付し、その内容を「検査結果表、(特記事)」へ記入してください。	
(4) ドレンチャー等			
(5) その他 ()			

未改善項目は検査結果表の特記事項に記入をお願いします。

2. 防火設備の種類

防火設備	種類	常時閉鎖式を除く防火扉	防火シャッター	耐火クロススクリーン	ドレンチャー	その他 ()
	設備の有無	○	○	○	該当の設備に、○印を付けてください。	

3. 性能検証法等の概要

(1) 適用除外の条項 令第119条 令第120条 令第126条の2、令第126条の3	(2) 検証法等 区画避難安全検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法、法第38条の規定による認定等がある場合に記入してください。
(3) 検証法等の適用に関する書類の保管状況 ■保管している・□保管していない	

備考 用紙の大きさは日本産業規格 A4 とする。

検査結果表
(防火扉)

当該検査に 関与した 検査者		氏 名	検査者番号
		山田 太郎	1
	その他の検査者	川村 次郎	2

検査結果欄の3列は空欄ができないように欄を全て埋める

番号	検査項目及び検査方法並びに判定基準の解説については 「防火設備定期検査業務基準」により行う。 監修 国土交通省住宅局建築指導課 発行：一般財団法人 日本建築防災協会		検査結果			担当 検査者 番号		
	検査項目	検査事項	指摘 なし	要是正				
				既 存 不適格				
(1)	防火扉	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	○	—	—	1		
(2)		扉の取付けの状況	○	—	—	1		
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	—	○	—	1		
(4)		常閉防火扉	固定の状況					
(5)		人の通行の用に供する部分に設ける防火扉	○	—	—	1		
(6)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	○	—	—	2	
(7)			感知の状況	—	○	—	2	
(8)		温度ヒューズ装置	設置の状況					
(9)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	○	—	—	2	
(10)				結線接続の状況	○	—	—	2
(11)				接地の状況	○	—	—	2
(12)				予備電源への切り替えの状況	○	—	—	2
(13)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○	—	—	2	
(14)				容量の状況	○	—	—	2
(15)		自動閉鎖装置	設置の状況	○	—			
(16)				再ロック防止機構の作動の状況	○	—		
(17)		総合的な作動の状況	防火扉（常閉防火扉を除く。）の閉鎖の状況	—	○			
(18)			防火区画の形成の状況	—	○	—	1	

検査項目及び検査方法並びに判定基準の解説については
「防火設備定期検査業務基準」により行う。
監修 国土交通省住宅局建築指導課 発行：一般財団法人 日本建築防災協会

目視または触診により確認する

感知器には消防法令に基づくものと兼用されたものがあるので連携検査も可能

(18)の点検が行われるものを除く全ての防火扉が対象

上記以外の検査項目

特定行政庁の指定する項目は現在ありません。
この欄は使用しない。

一の感知器からの作動信号により、堅穴区画を形成する複数の防火扉が作動し正常に閉鎖すること及び、その作動による堅穴区画の形成状況を確認する。
また、一斉作動する堅穴区画が複数ある場合は、当該区画のうち一以上（前回の点検とは異なる区画）を対象として分割検査も可であるが、数年以内で全数完了することが望ましい。

特記事項		(注意) ①②③を参照 要是正の全項目および特記すべき事項を記入する。 既存不適格を除く要是正箇所については、当該部分の写真を撮影する。		必ず記入する
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月
(3)	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	扉枠が歪んで扉が床にこすれる	扉枠の取替えが必要である	〇〇年4月
(7)	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	適正な時間内に感知しない	感知器の取替えが必要である	〇〇年6月

(17)	総合的な作動の状況	防火扉が適正に閉鎖しない	防火扉の調整が必要である	〇〇年4月
(18)	総合的な作動の状況	一斉作動後に竪穴区画が形成できない	扉枠の取替えが必要である	〇〇年4月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第 36 の 8 様式第二面 4 欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が 1 人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が 1 人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第 1 ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第 1 第 2 項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑫ 各階平面図を別添 1 の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添 1 の様式は別記第二号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添 1 の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬ 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添 2 の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添 1 の様式に明記してください。

検査結果表
(防火シャッター)

当該検査に 関与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者	山田 太郎	1
	その他の検査者	川村 次郎	2

検査項目及び検査方法並びに判定基準の解説については 「防火設備定期検査業務基準」により行う。 監修 国土交通省住宅局建築指導課 発行：一般財団法人 日本建築防災協会								
番号	検査項目		検査事項	検査結果			担当 検査者 番号	
				指摘 なし	要是正	既存 不適格		
(1)		設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	—	○	—	1	
(2)	防火シャッター	駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※					
(3)			スプロケットの設置の状況※					
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※					
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況	○	—	—	1	
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	○	—	—	1	
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	○	—	—	1	
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況	○	—	—	1	
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	○	—	—	1	
(10)		危害防止装置（人の通行の用に供する部分に設ける防火シャッター）	危害防止用連動中継器の配線の状況	—	○	—	1	
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	—	○	—	1	
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況	—	○	—	1	
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	—	○	—	1	
(14)			作動の状況	運動エネルギー確認、閉鎖力測定 消防法に基づくものではない。	—	○	—	1
(15)		連動機構	煙感知器、熱煙複合式	設置位置	○	—	—	2
(16)	感知器及び熱感知器		感知の状況	○	—	—	2	
(17)	温度ヒューズ装置		設置の状況					
(18)	連動制御器		スイッチ類及び表示灯の状況	○				
(19)			結線接続の状況	○				
(20)			接地の状況	○				
(21)			予備電源への切り替えの状況	○				
(22)	連動機構用予備電源		劣化及び損傷の状況	○				
(23)			容量の状況	○				
(24)	自動閉鎖装置		設置の状況	○				
(25)	手動閉鎖装置		設置の状況	○				
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況	—	○	—	1		

検査項目及び検査方法並びに判定基準の解説については
「防火設備定期検査業務基準」により行う。
監修 国土交通省住宅局建築指導課 発行：一般財団法人 日本建築防災協会

網掛け項目は日常的に開閉する防火シャッターのみ記入

感知器には消防法令に基づくものと兼用されたものがあるので連携検査も可能

運動エネルギー確認、閉鎖力測定
消防法に基づくものではない。

(27)の点検が行われるものを除く全ての防火シャッターが対象

一の感知器からの作動信号により、縦穴区画を形成する複数の防火シャッターが作動し正常に閉鎖すること及び、その作動による縦穴区画の形成状況を確認する。
また、一斉作動する縦穴区画が複数ある場合は、当該区画のうち一以上（前回の点検とは異なる区画）を対象として分割検査も可であるが、数年以内で全数完了することが望ましい。

(27)		防火区画の形成の状況			
上記以外の検査項目					
	特定行政庁の指定する項目は現在ありません。 この欄は使用しない。				
特記事項					必ず記入する
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善（予定）年月	
(1)	設置場所の周囲状況	シャッター降下に障害となる物品がある	撤去が必要	〇〇年4月	
(10)~(14)	危害防止装置	危害防止装置が未装着	危害防止装置の装着をする	〇〇年7月	
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターが閉鎖途中で停止	防火シャッターの調整が必要	〇〇年7月	
		（注意）⑫⑬⑭を参照 要是正の全項目および特記すべき事項を記入する。 既存不適格を除く要是正箇所については、当該部分の写真を撮影する。			

（注意）

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。
- ⑪ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑫ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっては特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑬ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑭ 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果表
(耐火クロススクリーン)

当該検査に関与した検査者	氏 名		検査者番号
	代表となる検査者	山田 太郎	1
	その他の検査者	川村 次郎	2

番号	検査項目		検査事項	検査結果			担当 検査者 番号	
				指摘 なし	要是正	既 存 不適格		
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	○	—	—	1	
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況	○	—	—	1	
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	—	○	バランス型の場合は 危害防止装置として 閉鎖力を測定します。 結果は(11)に記入し ます。 バランス型の記入例		
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	○	—			
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況	○	—			
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	○	—		—	1
(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況					
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況					
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況					
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況					
(11)			作動の状況	運動エネルギー確認、閉鎖力測定 消防法に基づくものではない。	○	—	—	1
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感 知器及び熱感知器	設置位置	○	—	—	2	
(13)			感知の状況	○	—	—	2	
(14)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	○	—	—	2	
(15)			結線接続の状況	○	—	—	2	
(16)			接地の状況	○	—	—	2	
(17)			予備電源への切り替えの状況	○	—	—	2	
(18)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○	—	—	2	
(19)			容量の状況	○	(23)の点検が行 われるものを除 く全ての耐火ク ロスクリーンが対象	2		
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況	○		2		
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況	○		2		
(22)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	○	—	—	1		
(23)		防火区画の形成の状況						
上記以外の検査項目			一の感知器からの作動信号により、堅穴区画を形成する複数の耐火クロススクリーンが作動し正常に閉鎖すること及び、その作動による堅穴区画の形成状況を確認する。 また、一斉作動する堅穴区画が複数ある場合は、当該区画のうち一以上（前回の点検とは異なる区画）を対象として分割検査も可であるが、数年以内で全数完了することが望ましい。					
特定行政庁の指定する項目は現在ありません。 この欄は使用しません。								
特記事項								

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善（予定） 年月
(3)	カーテン部	耐火クロスに亀裂があり、裏面まで貫通している。	耐火クロス取替え	〇〇年〇月 必ず記入する
	（注意）⑪⑫⑬を参照 要是正の全項目および特記すべき事項を記入する。 既存不適格を除く要是正箇所については、当該部分の写真を撮影する。			

（注意）

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第 36 の 8 様式第二面 4 欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が 1 人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が 1 人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第 1 ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第 1 第 2 項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっては特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑫ 各階平面図を別添 1 の様式に従い添付し、耐火クロススクリーンの設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、別添 1 の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第四号の各々の別添 1 の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬ 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添 2 の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添 1 の様式に明記してください。

検査結果表

(ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)

当該検査に 関与した 検査者	氏 名		検査者番号
	代表となる検査者	〇〇 〇〇	
	その他の検査者	△△ △△	

番号	検査項目		検査事項	検査結果			担当 検査者 番号	
	指摘 なし	要是正						
		既 存 不適格						
(1)	ドレン チャー 等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況					
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況					
(3)		開閉弁	開閉弁の状況	放水し排水状況を確認するが、放水できない場合は放水せず、排水溝のつまり等を確認する。				
(4)		排水設備	排水の状況					
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況					
(6)			給水装置の状況					
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況					
(8)			結線接続の状況					
(9)			接地の状況					
(10)			ポンプ及び電動機の状況					
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況					
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況					
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況					
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況					
(15)	連動 機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	感知器には消防法令に基づくものと兼用されたものがあるので連携検査も可能				
(16)			感知の状況					
(17)		制御盤	スイッチ類及び表示灯の状況					
(18)			結線接続の状況					
(19)			接地の状況					
(20)			予備電源への切り替えの状況					
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況					
(22)			容量の状況					
(23)		自動作動装置	設置の状況			(26)の点検が行われるものを除く全てのドレンチャー等が対象		
(24)		手動作動装置	設置の状況					
(25)	総合的な作動の状況		ドレンチャー等の作動の状況					
(26)			防火区画の形成の状況	一の感知器からの作動信号により、堅穴区画を形成する				

上記以外の検査項目

特定行政庁の指定する項目は現在ありません。
この欄は使用しません。

一の感知器からの作動信号により、堅穴区画を形成する複数のドレンチャー等が作動し正常に閉鎖すること及び、その作動による堅穴区画の形成状況を確認する。また、一斉作動する堅穴区画が複数ある場合は、当該区画のうち一以上（前回の点検とは異なる区画）を対象として分割検査も可であるが、数年以内で全数完了することが望ましい。

特記事項				
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定) 年月
				〇〇年〇月
	(注意) ①②③を参照 要是正の全項目および特記すべき事項を記入する。 既存不適格を除く要是正箇所については、当該部分の写真を撮影する。			必ず記入する

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第 36 の 8 様式第二面 4 欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が 1 人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表 (い) 欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表 (い) 欄に掲げる検査項目について同表 (ろ) 欄に掲げる検査事項のいずれかが同表 (に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が 1 人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第 1 ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第 1 第 2 項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑫ 各階平面図を別添 1 の様式に従い添付し、ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添 1 の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第三号の各々の別添 1 の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添 2 の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添 1 の様式に明記してください。

調査、建築設備、防火設備で様式が異なります。各々所定の様式を使用してください。

関係写真

部位	番号	検査項目等	検査結果
	防火扉(6)	感知の状況	☒ 要是正 ☐ その他
検査結果表の検査項目番号を記入する。 扉、シャッター、耐火クロスクリーン、ドレンチャーで番号が重複するので、どの防火設備の何番という具合に、判別できるよう記入してください。 写真貼付 特記すべき事項、特記すべき既存不適格は、必要に応じて作成する。		特記事項	(その他特記事項)
		写真番号①	図面にも記入する
		適正な時間内に感知しないため感知器の取替えが必要	
		(注意) 事項①④を参照 その他特記すべき事項は、必要に応じて作成してください。その場合は、その他にマークし、この記入欄も（その他特記事項）と記入します。 その他特記すべき事項は、検査結果表の特記事項に記入が必要です。	

部位	番号	検査項目等	検査結果
	防火扉(3)(16)	防火扉の閉鎖の状況	☒ 要是正 ☐ その他
写真貼付 特記すべき事項、特記すべき既存不適格は、必要に応じて作成する。		特記事項	
		写真番号②⑦	図面にも記入する
		防火扉が適正に閉鎖しないため、一斉作動後に縦穴区画が形成できない。	

(注意)

- この書類は、検査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目等についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目等がない場合は、この書類は省略しても構いません。
↑特記事項欄に（既存不適格）（指摘なし）と記入して作成してください
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「部位」欄の「番号」、「検査項目等」は、それぞれ別記第一号様式から第四号様式の番号、検査項目等に対応したものを記入してください。
- 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

